

D 1 - 5

5年保存(常) (令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 4 - 1

鹿交企第3042号

令和7年12月3日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担 当	交通事故分析官	TEL	■■■■
-----	---------	-----	------

交通事故分析実施要綱の改正について（通達）

交通事故分析については、「交通事故分析実施要綱の制定について（通達）」（令和2年11月11日付け鹿企第138号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、別添のとおり「交通事故分析実施要綱」の内容を一部見直したので、引き続き効果的な交通事故分析の推進に努められたい。

なお、本通達は令和7年12月4日から施行し、旧通達は令和7年12月3日限り廃止する。

別添

交通事故分析実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、効果的な交通事故防止対策を策定するために必要な、科学的かつ実証的な交通事故分析の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 交通事故

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡、負傷又は物の損壊を伴う事故をいう。

2 重大交通事故

交通事故のうち、死亡事故、重体事故、5人以上の負傷者を出した事故、踏切事故その他一般交通に著しく障害を及ぼし、又は社会的反響が大きいと認められる事故をいう。

3 現場診断

重大交通事故の発生場所において、事故の形態、現場の状況等に応じ、交通事故防止の任に当たる機関・団体の担当者が合同して事故の原因、道路環境等を診断することをいう。

4 警察署等

交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署をいう。

第3 実施体制

1 警察本部

(1) 交通事故分析官の任務

交通事故分析官（鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）は、交通事故分析の全般を把握し、警察署等の交通事故分析担当者等と連携した効果的な事故防止対策を講ずるとともに、交通事故原因の分析及び検討に関する次に掲げる事務を行い、事故防止対策の具体的な推進に努めるものとする。

ア 現場診断の実施に関すること。

イ 交通事故分析の結果に基づく効果的な交通事故防止対策の策定に関すること。

ウ 警察署等が行う交通事故分析、交通事故防止対策の指導及び助言に関すること。

エ 交通事故分析の方法の調査及び研究に関すること。

オ 交通事故統計の正確性及び全国的な斉一性を確保するための指導教養を行うこと。

(2) 交通事故分析員の指定及び任務

ア 指定

交通企画課に交通事故分析員を置き、交通事故分析係員を充てる。

イ 交通事故分析員は、警部補以下の階級にある者又は一般職員の相当職にある

者とし、交通事故分析官を補佐し、交通事故分析、交通事故防止対策に関する資料の作成及び整備、警察署等に対する指導教養等を行うものとする。

2 警察署等

(1) 交通事故分析担当者の指定

交通事故分析担当者として、高速隊にあっては警部又は警部補の階級にある警察官から隊長が指名する者を、警察署にあっては交通課長若しくは地域交通課長又は交通課課長代理若しくは地域交通課課長代理を充てる。

(2) 交通事故分析担当者の任務

交通事故分析担当者は、警察署等の管内における交通事故分析全般を把握し、効果的な事故防止対策を講ずるものとする。

また、警察署等の管内で重大交通事故が発生したときは、必要に応じて遅滞なく現場診断を実施しなければならない。この場合において、道路管理者、市町村の交通安全担当者、交通安全協会長、地域交通安全活動推進委員及び地域住民の代表者に対し、その協力を得るよう努めなければならない。

第4 交通事故分析官の派遣等

交通部交通企画課長は、重大交通事故が発生した場合において、特に多角的な分析を必要と認めるときは、発生地を管轄する警察署等に交通事故分析官を派遣することができる。

第5 交通事故分析の種別及び方法

1 種別

交通事故分析の種別は、統計的分析（マクロ分析）及び事例的分析（ミクロ分析）とする。

2 方法

(1) 統計的分析（マクロ分析）

統計的分析（マクロ分析）は、「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和7年6月23日付け鹿交企第204号ほか）により登録された交通事故統計情報を利用して、次表の分析内容に照らし、主な分析項目ごとに分析（単純集計）することで、交通事故の一般的傾向を求めるものとする。

また、縦軸に発生時間、横軸に発生路線を配置した表を作成し、どの時間にどこの路線で多発しているかなど、クロス分析（クロス集計）を多用し、より効果的な分析を行うものとする。

分析内容	主な分析項目
誰が	性別、年齢別、職業別、居住地別、運転免許経過年数別、当事者種別、用途別、車両形状別、組織別（選任事業所別・教習所別）
いつ	月別、曜日別、時間別、昼夜別、天候別
何を	事故内容別、人身損傷程度別
どこで	所属別、交番等施設別、市町村別、地形別、路線別、交差点別、道路形状別、道路線形別、乗車別、自宅からの距離別、はみ出し禁止規制別、駐（停）車規制別、速度規制別

なぜ	法令違反別、通行目的別、事故要因別(人的・車両的・環境的)
どのような状況下で	事故類型別、横断方向別、ライト点灯状況別、反射材等使用状況別、危険認知速度別、携帯電話等の使用状況別、カーナビ等の使用状況別、自体防護別、降灰別、飲酒別(状況別・理由別・飲酒運転の理由別・飲酒場所別)、高齢者クラブ加入別、高齢歩行者別(家族構成別・服装別)

(2) 事例的分析(マイクロ分析)

事例的分析(マイクロ分析)は、特定の交通事故について、現場診断を実施するなどして得られた資料に基づき、同種交通事故の再発防止の観点から個別的事故の分析及び道路交通環境適性の分析を次のとおり実施するものとする。

ア 個別的事故の分析

(ア) 個別的事故の分析は、個々の重大交通事故について、必要に応じて現場診断を実施し、現場分析及び背景分析を行うものとする。

(イ) 現場分析は、事故現場の実地調査、事故当事者等の事情聴取等により道路環境、交通環境、人的状況、車両状況等からの要因を分析するものとする。

(ウ) 背景分析は、事故当事者及びその家族又は雇用者からの事情聴取により、当該事故当事者の心理的状況、身体的状況等からの間接的要因(遠因)を分析するものとする。

イ 道路交通環境適性の分析

道路交通環境適性の分析は、主として路線別分析を参考の上、交通事故への危険度が高いとされる区間又は地点に対し、道路構造、交通安全施設の設置、道路標識標示の整備等の道路環境及び交通環境の適性について分析を行うものとする。

第6 交通事故防止対策の策定

1 統計的分析によるもの

例えば、路線別分析を実施した結果、著しく事故率の高い路線があり、事故原因が速度超過や指定場所一時不停止によると認められるときは、事故原因となった違反の取締りに努めるほか、組織別分析を実施した結果、著しく事故の発生率の高い組織(自動車運送事業者、指定自動車教習所等)があるときは、当該組織に関する事故について分析を行い事故原因を明らかにし、安全管理の改善を促すなど、交通事故分析結果に基づき、効果的な交通事故防止対策を策定するものとする。

2 事例的分析によるもの

事例的分析を実施した結果、道路交通環境について改善すべき点があるときは、資料を添えて道路管理者等に改善を要請するものとする。

第7 交通事故防止対策の効果測定

交通事故防止対策を実施した場合は、実施前後における交通事故の発生状況を比較し、当該対策の効果測定を行うものとする。